事件・事故・災害発生後の安全管理

本章では、事件・事故・災害が発生した後の情報整理や子どもの心のケアの実践方法などについて示します。

1 情報の整理と提供、保護者等への説明

不審者の侵入や登下校中の事件・事故などによる緊急事態が発生した場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事件・事故対策本部（P.21参照）を設置し、事件・事故発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要である。

（1）記録の重要性

緊急事態が発生した場合に、その状況や対応したこと及びその結果等を記録することは、適切な対応、保護者、関係機関等との連携を図る上で、きわめて重要なことである。

学　校
- ●状況判断、対応を決める資料
- ●再発防止対策立案の資料
- ●事後評価の資料

記録の目的
①事実を客観的に把握し、対応、事後評価等の基礎資料とする。
②連絡、報告の基礎資料とする。

関係機関へ
- ●緊急連絡の資料

報道機関へ
- ●記者発表の資料

教育委員会へ
- ●緊急連絡、報告書等の資料

保護者へ
- ●状況、対応説明等の資料

記録の整理

〈記録の内容〉
①不審者の状況（人数、場所、凶器、何をしていた等）
②子どもの状況（負傷者の状況、避難の状況等）
③施設設備等の破損状況
④教職員・ボランティア等の対応状況（防御、避難誘導、応急手当等）
⑤負傷した教職員等の状況（だれが、どんな、応急手当等）
⑥関係機関等への連絡、支援状況（警察、消防、病院、教育委員会、保護者等）
〈記録に当たっての配慮事項〉
①時系列で記録（○時○分に発生を明記）
②正確な内容（事実と推察は、区別しておく。不明なものには「？」を記入。）
③箇条書きで簡潔な文
④重要な箇所にはアンダーライン
⑤情報源を備考欄に明記
〈その他〉
①記録者を決め、情報収集に努め、その都度状況を記録
②状況が明瞭に把握できる記録用紙の工夫
③記録の補助的手段として、ＩＣレコーダー等の有効な活用
④記録は、緊急事態が発生した時には一か所で集中管理
⑤プライバシーに配慮

○　記録用紙の例（「学校の危機管理マニュアル」（文部科学省平成19年11月発行）を参照）

学校の実態に応じた記録用紙を常備し、いつでも使える状態にしておくことが大切である。

①　状況、対応等について、時系列で逐次記載する記録用紙

日時	状 況 ・ 対 応 等	備　考

②　状況、対応等について、不審者、学校等に分けて、時系列で逐次記載する記録用紙

日時	不審者の状況	子どもの状況	学校の対応等	関係機関等の対応	備　考

③　不審者の状況、負傷者の場所等を、校舎平面図や校区地図に表記

（地震、火事などの災害時にも有効）

準備物：磁石付き黒板、色付きマグネット、多色マジック、大きな校舎平面図（校区地図）など

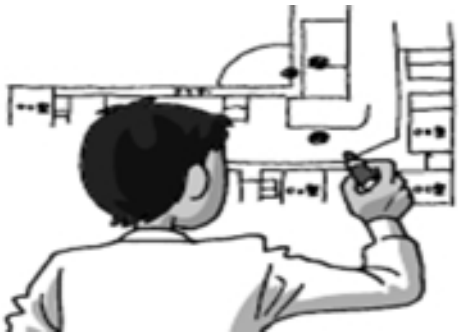

①磁石付き黒板等に、大きな校舎平面図を張り、不審者や負傷者等の人数・位置を、色付きマグネットで表す。
②色付きマグネットを置いた所に、時刻、状況等を簡潔に記載する。
③不審者が移動した場合には、ラインで結び、動きが明瞭に分かるようにする。

※この方法は、地震、火事などの災害時にも有効に活用できます。

④　負傷者の状況等を一括して把握する記録用紙

NO	発見時刻	氏　名	学年・組	保護者名（TEL）	症　状	応急手当	搬出時刻	搬送先病院等	付添者	備考
1										
2										

⑤　負傷者の状況等を、個別に時系列で把握する記録用紙

- （　　）学年（　　）組・氏名（　　）
- 保護者氏名（　　）※連絡先　TEL（　　）
- 搬送先病院名（　　）※病　院　TEL（　　）

日　時	症　　状　　等	応急手当等	備　考

（２）保護者等への説明

① 被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校または病院等に急行してもらう。その場合、ＰＴＡ役員等に協力を要請することも検討する。

② 報道機関へは、情報を整理し、適宜提供する。

③ 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催や学校だよりなどの広報の発行を行う。

○ 保護者等への説明会の次第・内容等の例

司会・進行（教務主任・学校安全主任）

① 学校長全体説明（校長）

② 説明（教頭・副校長）

事件・事故の概要（発生日時・場所、加害者・被害者、人数・被害の程度）

被害者への対応（応急手当・救急車、家庭訪問）

今後の対応（見舞・心のケア、安全対策・休校措置、関係機関との連携）

協力依頼（防犯パトロール、不審者の情報提供）

③ 質疑応答

2 心のケア

（1）子どもの心のケア

事件・事故・災害が子どもの健康に与える問題には極めて大きいものがあり、これに適切に対応するためには、平常時から十分な取組が必要である。また、事件・事故・災害時には、個々の子どもの状況に応じた対応を行うとともに、中長期的な観点に立って最善のケアを実践しなければならない。

① 平常時の対応

ア　子どもたちの心身の現状を普段から十分把握するとともに（P.114参照）、子どもたちの心身の発育や発達について、十分理解しておく。

イ　事件・事故・災害発生が子どもの心に与える影響やケアの方法について、研修しておく。（P.109～113参照）

ウ　事件・事故・災害発生時の役割分担（P.108参照）を明確にしておく。

エ　子どもたちに、事件・事故・災害が心の健康に及ぼす影響を理解させておく。
（心身の健康については、保健や特別活動を中心に教育活動全体を通して取り扱うものであるが、事件・事故・災害によって起こる心身の健康への影響や対処の仕方についても、これらと十分に関連をもたせて指導しておく。）

オ　保護者に対しても、事件・事故・災害によって起こる心身の健康への影響を啓発しておく。（P.120参照）

カ　相談できる相談窓口の種類や特徴を周知しておく。（P.121参照）

② 事件・事故・災害時の対応

ア　子どもを取り巻く状況を早急に確認する。

イ　チェックリスト等を活用して、支援を必要としている子どもを早期に発見し、適宜対応する。

ウ　保健調査は、各学校・地域の実態に応じ、対象者に多くの負担を掛けたり、心を傷つけたりすることのないよう配慮して実施する。（P.115～117参照）

エ　教職員の動揺が子どもの心に大きく影響するので、できるだけ平静を保ち対応する。

オ　平常時の相談体制を基盤にし、災害に即した相談体制の整備を図る。その際には、個別相談を必要とする保護者や教職員自身の相談にも対応できるような体制を整える。

③ 事件・事故・災害後の対応

ア　教職員が一丸となり保護者等と連携し、温かく、明るい雰囲気をつくる。
（対応例についてはP.118～119参照）

イ　専門家や関係機関と連携し、中長期的な観点から、個々の子どもの症状に応じた最適なケアを行う。

ウ　周辺の人々に対して正しい理解を促進し、心ない言動等で子どもに二次被害を与えないよう留意する。

エ　児童等が友達や先生と信頼と安心をもって触れ合える場として、学校を機能させる。

④　心のケアに係る関係職員の主な役割

校　　長	〈全体的、総括的な対応方針の策定〉 ○　教職員の研修計画の策定 ○　子ども及び教職員の健康把握 ○　専門機関等との協力体制づくり ○　地域に開かれた学校づくりの推進 ○　心のケアに関する理解の促進 ○　教育委員会や近隣学校との連携
学　級　担　任	〈学級にかかわる実態の把握と対応〉 ○　子どもの健康観察 ○　子どもの実態把握 ○　保護者との連携 ○　教育相談
保　健　主　事	〈学校保健活動の円滑な推進〉 ○　学校保健計画の策定 ○　学校保健委員会活動の充実 ○　心の健康への影響に関する調査
教育相談担当教諭	〈教育相談など相談活動の円滑な推進体制の確立〉 ○　予どもの実態の把握 ○　相談活動体制の確立 ○　災害時の心の健康への影響についての理解
養　護　教　諭	〈専門的立場からの対応〉 ○　子どもの健康観察 ○　保健室来室状況の把握 ○　心の健康への影響に関する調査についての助言・協力 ○　健康診断 ○　健康相談活動 ○　専門家等との連携
学校安全主任	〈防災体制との関連による心のケア〉 ○　災害時の組織や校内の緊急連絡体制の整備、周知 ○　心のケア・プログラムの位置付け
栄養教諭・学校栄養職員	〈適切な食事指導〉 ○　ストレス等による摂食異常に対する食事指導 ○　肥満、便秘等に対する食事指導

（2）事件・事故・災害が子どもの健康に与える影響

事件・事故・災害が発生すると、心身状態の変化（恐怖感、喪失感、絶望感、不安感、不信感）や、生活環境の変化（不便な生活、ライフラインの途絶）、学校環境の変化（施設の破壊、学習場所の移転）が生じ、これにより子どもたちの心身の健康に様々な影響が生じる。このため、発達段階や時間の経過による影響の特徴を十分に理解した上で、適切に対処していくことが必要である。

①　発達段階に応じた特徴

幼稚園児

退行現象（赤ちゃん返り）

生理的反応
- 食欲不振
- おう吐
- 下痢
- 便秘

情緒的反応
- イライラする。
- 落ち着きがなくなる。

小 学 生

退行現象（赤ちゃん返り）が中心

活発になったり、攻撃的になったりする。

相反する反応

おとなしくなったり、引きこもったりする。

中 学 生

不安や緊張が強い。

イライラして攻撃的、反抗的になる。

相反する反応

うつ的になったり、引きこもったりする。

友達との交流を避ける傾向がある。

高 校 生

落ち着きなくそわそわして、じょう舌になる。（そう的反応）

相反する反応

仲間や集団から孤立して、離れたり引きこもったりする。（うつ的反応）

② **時間の経過に応じた特徴**

急性反応期（ショックから２～３日）

○　ほとんどすべての人が不安と恐怖を強く訴える。

○　再び同様の事件・事故・災害が発生したらどうなるのかという不安感と恐怖感が増幅する。（特に余震など災害が繰り返される場合）

○　不眠、食欲不振、おう吐などの症状よりも生命と生活の確保が中心となる。

身体反応期（ショックから１週間程度）

○　頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、おう吐、高血圧などの身体症状が表面化する。

○　強いストレスが加わると、１週間という短期間に身体に種々の変化、変調が生じてくる。

精神症状期（ショックから１か月程度）

○　注意集中が困難になる。

○　多弁、多動になる。

○　いらいらが生じ、ちょっとしたことにも怒りっぽくなったり、相手に対して攻撃的になったりする。

○　うつ的になり、何をするのもおっくうになる場合もある。

・家族を亡くした
・大切なものを失った
・家が崩壊した
・助けを求めている人を助けられなかった
　　などの体験をした場合

・自分だけが生きていることに罪悪感を感じる。
・うつ的感情が強まる。時には、自殺念慮が生じることもある。
・「そう的」となる場合と「うつ的」になる場合と両面がある。また、両面を合わせ持ち、時には「そう的」になったり、時には「うつ的」になったりする人も多い。

外傷後ストレス障害〔ＰＴＳＤ〕（ショックから１か月以降）

○　再体験――恐い体験を思い起こして再体験する。（フラッシュバック）

㋐　突然興奮したり過度の不安状態（パニック）に陥ったりする。

㋑　突然現実にないことを言い出す。

㋒　悪夢を繰り返し見る。

㋓　体験を思わせる遊びや話を繰り返す。

○　回避――外界に対する反応性が低下したり、感情や精神活動が麻ひしたりする。

㋐　表情がなくなり、ぼーっとしている。

㋑　話をしなくなったり引っ込み思案になったりする。

㋒　活動性が低下する。

㋓　記憶力や集中力が低下し、興味・関心が減退する。

○　過覚醒――過度の緊張状態が持続する。

㋐　不眠になる。

㋑　必要以上におびえる。

㋒　少しの刺激でも過敏に激しく反応する。

※　ＰＴＳＤが疑われるときには、早期に専門医・専門機関に受診させる必要がある。

遅発性ＰＴＳＤ（ショックから数か月以降）

災害後に、特に問題が見られなかった子どもや、一時的に不安や恐怖が認められていても症状が消失していた子どもが、数か月以上経過した後に、ＰＴＳＤの症状を現す場合がある。

○　「昨年の運動会には、一緒に走ったのに・・・」といった考えが起こりやすい。

○　睡眠障害、集中困難、焦燥感等

○　対応の方法

日ごろから注意深く観察し、子どもに安心させる状態を準備しておく。

アニバーサリー反応

災害が発生した日が近づいた時に子どもが不安定になったり、種々の反応をすること。

○　季節や行事等との関連から災害を連想したり、報道機関等でその災害が取り上げられる機会が増加し、再度災害を思い出す機会が増えることも一因である。

○　対応の方法

災害が発生した日が近づいた頃にどのような反応が子どもに生じる可能性があるか、子どもと保護者に伝えておく。不安定になった場合の対応方法をあらかじめ考え、保護者の理解や協力を得る。

③　発達段階に応じた対応

共通事項

○　普段の生活リズムを取り戻す。
○　症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。
○　子どもが嫌がることはしない。

幼稚園児

○　やさしい言葉掛けを増やして安心させる。
○　抱きしめるなど、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
○　温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
○　一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

小学生

○　子どもの言うことによく耳を傾ける。
○　甘えたり反抗的になっても慌てず、落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを長い目で見守る。
○　必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
○　できるだけ言葉掛けをし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。
○　できるとほめて、自信をもたせる。
○　子どもが嫌がることは無理にさせない。

中学生

○　元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
○　勉強や手伝いができなくても、しばらくの間は静観して温かく見守る。
○　友人と遊んだり、話し合ったりする機会をつくる。
○　家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。
○　意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して学校と家庭が連携し、長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

高校生

○　勉強や決められた家の仕事ができなくても、静観して、温かく見守る。
○　災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。
○　家や地域の復興など、再建活動に積極的に参加するように勧める。
○　趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように勧める。
○　うつ状態になって自殺をほのめかすような場合には、専門医等に相談する。

特別な支援を要する児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聴くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切である。

○　周囲の大人（教師や親）が注意深く観察し、子どもの変化を読み取り、積極的に対応する。

○　個別に言葉かけや身体接触の機会を多くもち、「あなたは一人ではない。」と言って安心感を与える。

○　視覚障害や聴覚障害等のある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため、十分に情報を与えて状況を把握させる。

○　教職員、友達、地域社会の人たちとのかかわる機会を設ける。

○　地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。

○　個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。

〈留意事項〉

「怠けている」「さぼっている」「休めていいね」などといった周囲の無理解な言動により、子どもたちは苦しみ、被害が深まることがある。そのことを周囲の者が理解し、温かく見守っていくことが大切である。

人は、自分の生命が脅かされるような危機的場面に直面したとき、強い恐怖に襲われ、全体を見渡すことができなくなる。このため、「不安はないか」「悩みはないか」と問い掛けられても、自分自身が心の傷を受けたという自覚に乏しいため、カウンセリングのようなケアを受け入れられない場合が多い。そのことを十分理解して、対応する必要がある。

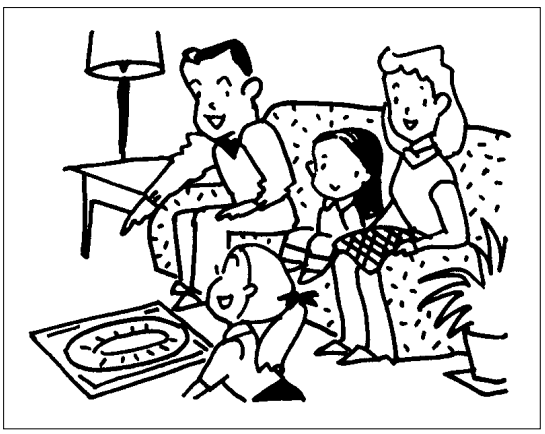

〈資料１〉健康観察の実施方法（例　中学生）

・　毎朝、保健委員の生徒が健康観察ファイルを各学級に配る。
・　生徒が自分の心身の健康について自己観察し記録する。その後、保健委員の生徒が、これらについて観察と質問により追加記録する。
・　学級担任は、欠席生徒の氏名と出席者の健康状態について補足点検して、１時間目の終わりまでに保健室に届ける。
・　保健室では、養護教諭がこれを基に各クラスの健康状態の状況を分析し、必要な対応をする。

○　平常時の健康観察用紙

	日 項　目	日（月）	日（火）	日（水）	日（木）	日（金）
欠席者	理　　由					
出席者	だるい、しんどい					
	腹痛、下痢					
	吐き気、おう吐					
	めまい、立ちくらみ					
	頭痛					
	寒気、熱っぽい					
	のどの痛み、せき、鼻水					
	歯痛					
	けがをしている					
	その他気になることがある					

○　災害後の健康観察の実施方法

災害後の健康観察は、生徒の細かい変化に気を付けて記録する必要があるので、学級担任はいつもより一層ていねいに観察する必要がある。また、災害後に起こる心の健康への影響を探るため、以下のような観察事項を日常の健康観察に追加して実施するとよい。

さらに、特に配慮する必要がある生徒については、別紙に記録して直接養護教諭に連絡するようなシステムを職員会議に提案し、共通理解を図る。

追加する観察項目

・食欲の有無　　・かゆみの有無　　・不眠の有無
・イライラの有無　　・月経不順の有無　　・息苦しさの有無

〈資料２〉子どものトラウマのチェックリスト

災害直後　見守り必要性のチェックリスト

記入者氏名	地区	
記入者所属	日時	月　日　午前・午後　時
	氏名	
（携帯）電話番号	年齢	
	性別	

チェック項目（あてはまる欄に○を記入すること）

	非常に	明らかに	多少	なし
落ち着かない・じっとできない				
話がまとまらない・行動がちぐはぐ				
ぼんやりしている・反応がない				
怖がっている・おびえている				
泣いている・悲しんでいる				
不安そうである・おびえている				
動悸・息が苦しい・震えがある				
興奮している・声が大きい				
災害発生以降、眠れていない				

今回の災害前に、何らかの大きな事故・災害の被害があった　1　はい　0　いいえ

今回の災害によって、家族に不明・死亡・重傷者が出ている　1　はい　0　いいえ

治療が中断し、薬が無くなっている（身体の病気を含む）　1　はい　0　いいえ

病名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　薬品名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害弱者（高齢者、乳幼児、障害者、傷病者、日本語の通じにくい者）である

1　はい　0　いいえ　（　　）

家族に災害弱者がいる　1　はい　0　いいえ

（出典　災害等による外傷性ストレスマネジメントのために　心のケア対応マニュアル　愛媛県）

改訂出来事インパクト尺度（IES-R）

IES-R お名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女 ＿＿歳） 記入日 H.＿＿年＿＿月＿＿日

下記の項目はいずれも、強いストレスを伴うような出来事にまきこまれた方々に、後になって生じることのあるものです。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に関して、**本日を含む最近の１週間**では、それぞれの項目の内容について、どの程度強く悩まされましたか。あてはまる欄に○をつけてください。
（なお答に迷われた場合は、不明とせず、もっとも近いと思うものを選んでください。）

	（最近の１週間の状態についてお答えください。）	0．全くなし	1．少し	2．中くらい	3．かなり	4．非常に
1	どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気もちがぶりかえしてくる。					
2	睡眠の途中で目がさめてしまう。					
3	別のことをしていても、そのことが頭から離れない。					
4	イライラして、怒りっぽくなっている。					
5	そのことについて考えたり思い出すときは、なんとか気を落ちつかせるようにしている。					
6	考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまうことがある。					
7	そのことは、実際には起きなかったとか、現実のことではなかったような気がする。					
8	そのことを思い出させるものには近よらない。					
9	そのときの場面が、いきなり頭にうかんでくる。					
10	神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどきっとしてしまう。					
11	そのことは考えないようにしている。					
12	そのことについては、まだいろいろな気もちがあるが、それには触れないようにしている。					
13	そのことについての感情は、マヒしたようである。					
14	気がつくと、まるでそのときにもどってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある。					
15	寝つきが悪い。					
16	そのことについて、感情が強くこみあげてくることがある。					
17	そのことを何とか忘れようとしている。					
18	ものごとに集中できない。					
19	そのことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、どきどきすることがある。					
20	そのことについての夢を見る。					
21	警戒して用心深くなっている気がする。					
22	そのことについては話さないようにしている。					

（注）この質問紙の使用に当たっては、東京都精神医学総合研究所飛鳥井望先生に許諾を得る必要があります。

スクリーニング質問票（SQD）

実施日：　　年　　月　　日

氏　名：　　年　齢：　　歳　（男・女）

住　所：

備　考：

【質問】大災害後は生活の変化が大きく、色々な負担（ストレス）を感じることが、長く続くものです。**<u>最近１ヶ月間に</u>**今からお聞きするようなことはありませんでしたか？

1．　食欲はどうですか。普段と比べて減ったり、増えたりしていますか。	はい いいえ
2．　いつも疲れやすく、身体がだるいですか。	はい いいえ
3．　睡眠はどうですか。寝つけなかったり、途中で目が覚めることが多いですか。	はい いいえ
4．　事故に関する不快な夢を、見ることがありますか。	はい いいえ
5．　憂鬱で気分が沈みがちですか。	はい いいえ
6．　イライラしたり、怒りっぽくなっていますか。	はい いいえ
7．　ささいな音や揺れに、過敏に反応してしまうことがありますか。	はい いいえ
8．　事故を思い出させるような場所や、人、話題などを避けてしまうことがありますか。	はい いいえ
9．　思い出したくないのに震災のことを思い出すことはありますか。	はい いいえ
10．　以前は楽しんでいたことが楽しめなくなっていますか。	はい いいえ
11．　何かのきっかけで、事故を思い出して気持ちが動揺することはありますか？	はい いいえ
12．　事故についてはもう考えないようにしたり、忘れようと努力していますか。	はい いいえ

（注）この質問票の使用に当たっては、兵庫県こころのケアセンター加藤寛先生に許諾を得る必要があります。

〈資料３〉学級における心のケア対応事例

学級における対応事例

○○小学校

《震災後の心のケア》

○学級全体の子どもへの対応

① 話す、聞く

○自然に話しだせるような暖かい雰囲気づくり。

・教室に花を置き、落ち着いた静かな環境やきちんと整理された教室環境づくりに努めた。
・教師は、話しかけるより、聞き役になった。
・個人でも、グループでも、いつでも話を聞くことができるように時間をつくった。
・無理に作文などを書かせず、書きたいときに書かせ、本人が見せてくれるようなら一緒に読んで明るく話した。
・子どもの話していることに、できるだけ耳を傾けるようにし、不安な状態の子どもには、必ず元の状態になることを話して、安心させるように努めた。
・将来に向けて希望が持てるように話をし続けた。また、親戚、家族を失った子どもや話したがらない子どもに配慮し、きめの細かい心身の観察に努めた。

② 動く

○身体活動の機会を多く与える。

・健康状態に注意しつつ、狭い場所でも運動や体操等をするなど、少しでも体を動かすことに夢中になる機会を増やし、心の開放に努めた。

③ 育てる

・少しでも空いている場所で荒れ地や校庭の植物（花の咲くもの、野菜）の世話をしながらその成長を楽しみに育てさせた。（水をやるときに花や野菜に話しかけたりしながら）また、この活動を避難者とともにしたときもあり、交流の機会ともなった。
・育った花は、避難所や家に持って帰って飾った。

④ 歌う

・毎日の朝の健康観察などの時間を活用して、みんなで一緒に歌う機会をつくった。

⑤ 集う

○遊びの機会を増やし、集う楽しさを持てるようにする。

・みんなで一緒に手伝い（学校復旧、避難者ボランティア等）様々な機会を捉えて褒め、自身を持たせた。
・子どもの嫌がることは、無理にさせないようにし、震災関係のニュースなどは無理に見せたり、知らせたりしない。
・悩みや心配事のある子どもには、ストレスから起こることで誰にでも起こり得るものであり、必ず治ることを知らせ、生活のリズムが規則正しくなるようにするための方法を話し合った。

次頁へ

（出典　非常災害時における子どもの心のケアのために＜改訂版＞　文部科学省）

○個別の子どもへの対応

・毎朝の健康観察の時間に子どもの表情に留意し、健康状態、悩みや心配事、家庭状況等に注意して聞き役に徹した。
・やさしい言葉かけをふやし、安心させた。（甘えてきた子どもは、受け入れ、話をよく聞いた）また、握手等の身体的な接触を十分に行い、安心感を与え、できるだけ一緒にいる時間を多くして独りぼっちにならないように心がけた。
・「がんばれ」と激励せずに、「～したらどうかな」と一緒に考えるようにした。

○校内の教職員との連携・協力

・非行、反社会的な行動に関しては、全教職員が一致して、児童が具体的にわかるように指導することを確認しあった。
・学校生活の活動後、毎日ミーティングを開き、気になる子どもを報告しあい、教育相談担当教諭、養護教諭及び学校医などと協力して支援に当たった。

○保護者との連携・協力

・保護者との話し合いの上、必要に応じて専門機関の紹介をした。
・子どもは、親のイライラなどを敏感に察知しその影響を受けるので、保護者会等を活用し、配慮していただくようにした。
・避難所（学校）で生活する児童、仮設住宅で生活する児童、自宅で生活する児童を区別せず、お互いが助け合うことにより、子どもたちを健康で安全な状態で育てることができるように協力を依頼した。

《心のケアについて特に工夫したこと、または配慮したこと》

・学校自体が避難所となったため、できるだけ早く平常の学校生活を送ることができる空間を確保することと、精神的な安定の維持を最優先にした学級経営に努めた。また、学校に来ている間だけでも心が安定し、落ち着いて生活を送ることができるように配慮した。また、避難している人たちと交流を図ったり、ボランティアの人と仲良くするなどを通し、心のケアとともに心の成長を育むようにした。

《課題や感想》

・時間が経つと自分の心の傷には、カサブタができるが、家族の収入や居住地の問題、プライバシーの問題など新しい傷ができる。また、配給された医薬品などから薬物へ興味をもったりしたこともあり、配慮する必要を感じた。
・しかし、様々な課題は一時的なことであり、時間の経過とともに今まで以上にたくましい元気な子どもになったことは、学級担任としてうれしい限りであった。
・初めての経験であったが、失ったものも大きいが上記の取り組みから学ぶものが多かった。

（出典　非常災害時における子どもの心のケアのために＜改訂版＞　文部科学省）

〈資料４〉保護者への啓発資料

○　保護者の皆様へのお願い

平成　年　月　日
○○立△△学校

（事故災害・事件等）を身近に経験したり、聞いたりすると、子どもは次のような状態を見せたり、訴えたりすることがあります。これは、異常なことではなく、大きなショックによって現れる普通の反応です。多くは一時的なもので、家庭の中でも受け止めてもらえれば、やがて、自然に落ち着いていきます。

①子どもに現れる反応の例
・友達が事故にあった場面が目の前に現れるような気がする。
・事故があったことに対して自分を責める。
・自分が友達を助けることができなかったと責める。
・普段はあまり言わないのに、頭痛、腹痛を訴える。
・こわい夢をみる。
・事故のことをしきりと話題にする。または全く話そうとしない。
・いつもにくらべて元気がない。
・ぼんやりしていることがある。
・誰とも遊びたがらない。
・一人でいることを怖がる。または嫌がる。
・「胸がドキドキする」とか「息が苦しい」と訴える。
・少しのことでもすぐ泣く。
・寝付きが悪く、夜中に目を覚ましたりする。
・親と同じ場所、蒲団に寝たがる。
・事故にあった友達のことをしきりと話題にする。
・自分も事故に遭うのではないかと心配する。
・落ち着きがなくなった。
・ちょっとしたことでもすぐ怒りだす。
・食欲がない。
・親の側から離れようとしない。

②気をつけていただきたいこと
・子どもの状態に、あわてず、冷静に対応してください。
・子どもが話してきたときは、さえぎらずに最後まで話を聞いてください。
・こわい夢を見たり、おびえて夜中に突然目を覚ましたりした時、しっかりと抱きとめて安心させてください。
・赤ちゃん返りを起こした場合は、叱らずに、子どもが満足するまでスキンシップを与えてください。

これらの状態や訴えは、大きな心理的ショックによって起こる普通の反応です。異常なことではありません。

しかし、ご家族で心配が強くなられた場合やどのように対応すればよいのか迷われるような場合、遠慮なく学校にご相談ください。
専門のカウンセラーや病院を紹介します。

△△小学校　　TEL×××-××××

（出典　非常災害時における子どもの心のケアのために＜改訂版＞　文部科学省）

〈資料５〉相談窓口

相　談　窓　口 （実施機関）	電　話　番　号	相　談　時　間　等
愛媛県総合教育センター 教育相談研究室	089―963―3986	月～金 8：30～17：30 （祝日と年末年始は除く）
いじめ相談ダイヤル24	0570―０―78310 （全国統一ダイヤル） ＰＨＳ・ＩＰ電話のかたは 089―960―8522	毎日24時間受付 （年末年始は除く）
児童に関する様々な問題 （東予児童相談所） （中央児童相談所） （南予児童相談所）	0897―43―3000 089―922―5040 0895―22―1245	月～金 8：30～17：30 （祝日と年末年始は除く）
思春期精神保健相談 （県心と体の健康センター）	089―921―3880	月～金（面接相談は要予約） 8：30～17：30 （祝日と年末年始は除く）
こころのダイヤル （県心と体の健康センター）	089―941―5012	月・水・金 9：00～12：00　13：00～15：00 （祝日と年末年始は除く）
子どもの人権110番 （松山地方法務局）	0120―007―110	月～金 8：30～17：15 （夜間・休日は留守番電話）
警察総合相談室 （愛媛県警察本部）	0120―31―9110	毎日24時間受付
ヤングテレホン	（各警察署の局番）―4976	毎日24時間受付
	（四国中央・新居浜・西条・西条西・今治・松山東・松山西・ 松山南・伊予・大洲・八幡浜・宇和島の各警察署）	
愛媛いのちの電話 （民間団体）	089―958―1111	毎月１日～10日 12：00～翌朝６：00 毎月11日～月末 12：00～22：00
子ども電話「ひびき」 （民間団体）	0120―920―810 089―917―7797	毎月５日、10日、 15日、20日、 25日、30日 16：00～22：00

3 再発防止策の実施

事件・事故の災害発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる必要がある。

（1）応急手当と心のケアに対する体制等の見直し

① 教職員の研修の充実
② 緊急連絡や対応のための体制等の改善
③ 関係機関、スクールカウンセラー、学校医等との連絡体制の改善

（2）緊急時に備えた校内体制の再構築

① 危機管理マニュアルの改善
② 組織（役割分担）の見直し

（3）安全教育の内容・指導体制等の見直し

① 指導内容、時期等の再検討
② 実施の機会、指導体制等の再検討

（4）来校者への対応など不審者の侵入防止策の改善と共通理解

① 案内板の改善
② 施錠など、出入口の適切な管理の徹底
③ 受付の設置と名札着用の徹底
④ 防犯設備等の使用方法の確認
⑤ 臨時の防犯訓練の実施

（5）緊急安全点検の実施による問題点の整理と環境等の改善

① 死角になる場所の有無の確認
② 防犯上不適切な箇所の改善
③ 安全点検の体制、方法等の改善

（6）保護者、地域住民、ボランティア等との連携方策等の改善

① 説明会の実施
② 今後の連携方策等の検討
③ 協力の要請

4 災害共済給付の請求

学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対しては、学校の設置者との契約（災害共済給付契約）を結んでいる場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）が行われる。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

この制度は、その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度であり、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことによって、学校教育の円滑な実施に資することを目的としている。

独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページより抜粋
（http : //www.naash.go.jp/kyosai/index.html）

（1）給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ○ 学校給食等に因る中毒・ガス等に因る中毒　○ 熱中症　○ 溺水 ○ 異物の嚥下　○ 漆等に因る皮膚炎　○ 外部衝撃等に因る疾病 ○ 負傷に因る疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により、1級から14級に区分される（障害等級表）	
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	
	突然死	学校の管理下において、運動などの行為と関連なしに発生したもの
		学校の管理下において、運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの

※　詳細については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」を参照のこと

（2）給付の対象となる学校の管理下の範囲

学校の管理下となる場合	例
授業中（保育中を含む。）	○ 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など
学校の教育計画に基づく課外指導中	○ 部活動、林間学校、臨海学校など
休憩時間中及び学校の定めた特定時間中	○ 始業前、業間休み、昼休み、放課後など
通学の経路及び方法による通学（園）中	○ 登校（登園）中、下校（降園）中
その他	○ 学校の寄宿舎にあるとき ○ 学校外で授業等が行われるとき、集合・解散場所との間の合理的な経路及び方法による往復中

※　詳細については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」を参照のこと